



週間情報



No.2407

発行日 平成24年2月21日

発行所 全国消防長会

(財)全国消防協会

担当 企画課 03(3234)1321

両会の動き

◆ 「地方公務員の新たな労使関係制度に係る主な論点」における「消防職員の団結権の取扱い」に対する意見を総務大臣等に提出

全国消防長会

標記の件について、平成24年2月17日（金）、総務省において、北村会長が総務大臣、総務副大臣及び総務大臣政務官あてに「地方公務員の新たな労使関係制度に係る主な論点」における「消防職員の団結権の取扱い」に対する意見を提出しました。

意見書の内容については、以下のとおりです。

【「地方公務員の新たな労使関係制度に係る主な論点」における「消防職員の団結権の取扱い」に対する意見】

平成23年12月、総務省は「地方公務員の新たな労使関係制度に係る主な論点」（以下、「主な論点」という。）を公表した。その中で、論点の一つとして「消防職員の団結権の取扱い」が挙げられている。

本会では、平成22年5月、消防職員の団結権について「団結権問題に対する基本見解」をとりまとめ、以降、総務省に設置の「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」及び「地方公務員の労働基本権の在り方に係る関係者からの意見を伺う場」において、以下の点について再三にわたり懸念を表明してきた。

- ・ 地域住民との関わり
- ・ 消防団との関係
- ・ 指揮命令系統の乱れ
- ・ 職場でのチームワーク
- ・ 消防体制の確保

しかしながら、今回公表された「主な論点」は論拠に乏しく、本会の表明してきた懸念を払拭できていない。

本会としては、消防職員間の意思疎通を図り、職員の士気を高め、消防事務を円滑に運営するには、消防職員委員会の充実により対応するのが適切であると考えており、消防職員に団結権を付与すべきではないとの立場から、次のとおり重ねて意見を提出するので、今後、検討を進める上で十分な配慮を願いたい。

- 1 「主な論点」において「制度の適切な運用がなされるのであれば」とあるが、団結権の付与を契機として不適切な活動が行われ、労使間の紛争が頻発するなど、制度の適切な運用がなされないことが予想され、このため、消防活動に支障が生じる上、地域住民や消防団からの信頼が失われ、地域の消防・防災体制の維持が困難となり、国民生活に不利益をもたらすこととなる。

常備消防に対する信頼が失われることで、ただでさえ減少している消防団員のなり手がなくなってしまうという市町村長及び消防団長の意見もある。

- 2 消防は有事即応の組織であるために階級制を導入し、一般職の地方公務員以上に厳格な服務規律と指揮命令系統を有している。しかしながら、団結権の付与は労使間、実態としては上司と部下との間に対抗関係を生み出すものであり、これは消防の厳格な服務規律、指揮命令の遵守と両立しえないものである。

さらに、団結権の付与に伴い、職員団体に加入する者と加入しない者、あるいは、異なる職員団体の間で対立関係が生まれ、職場内の信頼関係が損なわれることになれば、部隊活動に不可欠なチームワークに支障を生じることとなる。

このような消防組織の特殊性を考慮せず、消防職員を一般職の地方公務員と同列視する「主な論点」の考え方には、同意できない。

- 3 東日本大震災では、発災当初から数日間にわたり、被災地消防本部の職員全員が文字どおり不眠不休で消火、救助、救急、捜索等の活動を行った。一方、緊急消防援助隊を派遣した消防本部においては、管内の消防力を維持しながら派遣人員を確保するため、急きょ大幅な勤務体制の変更等を命じ、職員を派遣した。さらに、前例のない厳しい条件下における活動に対処した消防本部も多くあった。

今後このような対応を取る際に、団結権が付与され、事前に職員団体への説明を要することになれば、初動の遅れや上命下服の指揮命令系統の混乱につながり、消防機関は訓練を含めた日常的な活動において警察、自衛隊、海上保安庁などの他の機関から信頼を得られず、災害時の円滑な連携に支障を生じることとなる。

また、全国から緊急消防援助隊が集結し、広域応援を行う場合に、各消防本部の職員団体がそれぞれ勤務条件を主張し、調整を要するようなことになれば、そもそも非常事態に対処するための緊急消防援助隊が成り立たなくなる。

- 4 消防及び警察は、共に住民の生命、身体及び財産を保護するという使命の下に、有事即応の統制ある活動が要求されており、そのため階級制が導入され、厳格な服務規律が定められている。また、消防職員には、警察職員に劣らず消防活動に必要な強制力を伴う広範な権限が付与されていることから、これまで消防職員及び警察職員は、共に団結権等が制限されてきたところである。

「主な論点」において、従来から存在してきた消防と警察の具体的な活動内容の相違点を理由として、消防職員のみ団結権を付与し、警察職員と異なる制度とするとしていることは理解に苦しみ、納得できるものではない。



【北村会長より黄川田総務副大臣へ
意見書の提出】



【北村会長、本会事務総長、本会事務局次長
による意見書の説明】

◆ 一海外消防情報一「第12回世界消防官競技大会」の開催について

全国消防長会

標記大会への日本からの参加推奨のための情報提供がありましたので次のとおりお知らせします。

- 1 大会名称
2012年 第12回世界消防官競技大会
(英語表記: World Firefighter's Games Sydney 2012)
- 2 主催
2012年世界消防官競技大会組織委員会
- 3 会期
2012年10月19日(金)～10月28日(日) 10日間
- 4 開催地
オーストラリア連邦
ニューサウスウェールズ州シドニー市 シドニーオリンピック公園他複数会場
- 5 競技種目
陸上競技、競泳、各種球技、綱引き、腕相撲、柔道、空手等の一般的なスポーツ競技に加えて、消防に関連した特殊競技(最強消防士競技、階段駆け上がりレース、消防車運転技術等)やみんなで楽しめる競技(宝探し、バケツリレー、ペイントボール等)を含む71種目
- 6 参加資格
消防職団員(現職・退職問わず)及びその配偶者、子供(18歳以上)
ただし、一部の競技(最強消防士競技等)については消防職団員のみの参加となります。

7 問い合わせ先

参加申込及び資料請求等詳細については、以下へお問い合わせ下さい。

2012年世界消防官競技大会組織委員会

住所：6/175 Varsity Parade, Varsity Lakes, QLD, 4230, Australia

電話：+61-7-5553-5301 ファクシミリ：+61-7-5553-5399

Eメール：info@wfgevents.com

公式ウェブサイト：www.worldfirefightersgames.com.au

消防本部の動き

◆ 「救急蘇生法の指針2010（市民用）」救命講習の実施に伴う、職員研修会の開催

大津市消防局（滋賀）

大津市消防局では、平成24年1月23日（月）、30日（月）の2日間、「救急蘇生法の指針2010（市民用）」に対する理解を深め、今後の救命講習を合理的に進めることを目的として、講師に京都大学助教の石見 拓先生をお迎えし、救急隊員を中心とした救命講習に携わる職員を対象に研修会を開催しました。

日本版救急蘇生ガイドライン作成合同委員会作業部会共同座長としてご活躍されている石見先生から、JRC日本版ガイドラインの内容をはじめ、その元となるウツタイン統計の解説、PADの現状、ビデオ教材や簡易型の蘇生人形を活用し臨場感を重視した指導法など、今後の講習会を進めるうえで大変参考となる知識を習得することができました。

なかでも、先生が中心となって現在進行中であるPUSHプロジェクトは、短時間でも多くの一般市民の方へ有効な救命処置を伝えられるという実績があり、ポイントを押えた合理的な講習会として注目しています。

当局では、平成24年2月1日（水）より「救急蘇生法の指針2010（市民用）」に準じた救命講習会をスタートさせました。今講習会を礎とし、受講者に習得しやすい、より効果的な方法を今後も検討していきたいと考えています。



【座学による講習実施状況】



【実技講習実施状況】

◆ 津波の恐ろしさを再認識した防災講演会

常総地方広域市町村圏事務組合消防本部（茨城）

常総地方広域市町村圏事務組合消防本部では平成24年2月4日（土）、常総市生涯学習センター多目的ホールにおいて、常総地方危険物安全協会、常総地方防火協会、常総地方幼少年婦人防火委員会との共催により、防災講演会を実施しました。

今回の講演会は、地震等の大災害が発生した際の対応策や心構えなど防災知識の向上と会員の防災意識の啓発と高揚を図ることを目的に開催し、講師には東日本大震災で大きな被害を受け、現場の最前線で指揮を執られた石巻地区広域行政事務組合消防本部消防長の星 幸三郎氏を迎え、『東日本大震災を体験して』と題した講演会を行いました。



【石巻地区広域行政事務組合消防本部 星 消防長による講演状況】

当日は各団体会員約240名が聴講し熱心に耳をかたむけ、講師のソフトな語り口で始まった講演会は被災地の悲惨な情景や迫りくる大津波の恐怖、厳しい状況下での懸命な消防活動について語られ、聴講者は「改めて地震と津波の恐ろしさを実感した」、「自分に何ができるか」、などの声が聞かれるなど、防災意識を高める講演となりました。

◆ 消防ヘリコプターと上空指揮訓練を実施

成田市消防本部（千葉）

成田市消防本部では、平成24年2月8日（水）に成田市竜台地先利根川右岸河川敷において、千葉市消防航空隊と合同で「消防ヘリコプター（おとり1号）離着陸・上空指揮訓練」を実施しました。

訓練は、大地震発生を想定し、ヘリコプター上空から被害の把握などの早期情報収集要領や、航空隊からの情報による、無線機を活用した地上部隊への指揮伝達要領、臨時ヘリポートの設置、安全管理体制とヘリコプター誘導を実施し、航空隊との連携強化を確認しました。



【千葉市消防航空隊と成田市消防本部との合同訓練】

◆ 火災原因調査教養の実施

・江・丹生消防組合消防本部（福井）

・江・丹生消防組合消防本部では、平成24年2月8日（水）越前町内の旧消防庁舎（織田分遣所）において、旧消防庁舎の解体を前に、居室を想定した部屋を設定し、火災を発生させ、消防署の若手職員を対象に火災原因調査の教養を実施しました。

当消防組合消防本部の火災件数は近年減少傾向にあり、火災調査を実施する頻度が減少していることと、火災調査に携わっていたベテラン職員の退職も重なってきていることから技術の低下を防ぐために実施したものです。

初めに、調査に必要な情報として、関係者から得た情報、出火出動時における見分状況及び警察官からの情報を参加職員に伝えた後、出火箇所の特定制から出火原因の判定にいたるまでの調査を実施しました。調査中は、ベテラン職員が見分要領及び発掘要領を細かく指導し、調査終了後、着火時から鎮火までの映像を視聴しながら炎や煙の特性も今後の消火活動に対しての参考となりました。

若手職員はもとより、ベテラン職員も、火災発生から鎮火にいたるまでの炎や煙の状態を見られたのは貴重な体験であり、今後の火災調査に多いに役立つ教養となりました。



【見分要領及び発掘要領の実施状況】

◆ 冬季における部隊運用連携訓練を開催

金沢市消防局（石川）

金沢市消防局では、平成24年2月13日、14日の両日、市内の全消防署から延べ62隊180人が参加したブラインド型の冬季部隊運用連携訓練を開催しました。

この訓練は、「中高層建物火災、積雪50cm、北西の風、風速5m」の想定を基本に、消火栓の水圧が不足する地域や夜間など、全6種類の想定を付与し、抽選で確定した出動順ごとに各隊が出動した後、関係者から得られる情報をはじめ刻々と変化する状況に対応する方式で行いました。

部隊活動は、徹底した安全管理のもと、消火栓付近やはしご車のアウトリガー付近の除雪を行い、ホースカーが使用不能、積載はしごの一人搬送不可能など、各隊が諸々の課題に即時対応しながら、消火・救助・救急等の活動を実践しました。

各想定に基づく訓練が終了した後、指揮隊長ほか各隊長が参加し、検証者から評価、課題等の検証結果が報告されました。

今後は、より一層効果的な部隊連携活動に向け種々の資質を向上し、訓練を重ねて行きます。



【積雪のなかでの冬季部隊運用連携訓練状況】

国等の動き

◆ 防火対象物等の「管理について権原を有する者」について

消防庁

防火対象物等の「管理について権原を有する者」について（平成24年2月14日付け消防庁第52号）が予防課長名にて、各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各政令指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）において、防火管理者又は防災管理者の選任を行うこと等が義務付けられている防火対象物等の「管理について権原を有する者」について、今般、その考え方を整理しましたので、下記事項に留意の上、関係者に対し適切な指導を行うとともに、法の円滑な施行につき御配慮をいただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村に対してこの旨周知するようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものです。

記

1 防火対象物等の「管理について権原を有する者」について

(1) 「管理」及び「権原」

「管理について権原を有する者」（以下「管理権原者」という。）のうち、「管理」とは、防火対象物又はその部分における火気の使用又は取扱いその他法令に定める防火についての管理をいい、「権原」とは、ある法律行為又は事実行為を正当ならしめる法律上の原因をいう。

(2) 「管理について権原を有する者」

(1)を踏まえると、管理権原者とは、「防火対象物又はその部分における火気の使用又は取扱いその他法令に定める防火の管理に関する事項について、法律、契約又は慣習上当然行うべき者」をいう。代表的な例としては、防火対象物の所有者、占有者等が想定される。

ただし、この判断に当たっては、防火対象物又はその部分の所有形態、管理形態、運営形態、契約形態のほか、「管理権原者の代表的な例」（表参照）を踏まえて総合的に判断する

必要がある。また、「その他法令」とは、法第8条や消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第4条等の防火管理上必要な業務（防火管理に係る消防計画の作成、当該計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施等）に係るものを指す。

なお、法第17条第1項等に規定する消防用設備等を適切に設置及び維持管理すべき「防火対象物の関係者」は、管理権原者とは別の概念であり、必ずしも同一人が該当するとは限らないことに留意する必要がある。

(3) 複合用途防火対象物における管理権原者

管理権原者の判断が困難である事例が多く見られる複合用途防火対象物については、上記の整理により、その管理権原は複数が基本であり、単一となるのは、次のいずれかの場合と考えられる。

ア 防火対象物全体としては複合用途防火対象物であるが、当該防火対象物を1人の管理権原者が使用していると認められる場合

イ 管理権原者と各賃借人との間で、以下のように防火管理の責務を遂行するために必要な権限がすべて付与される取り決めが確認でき、統一的な防火管理を行うことができる場合

(ア) 管理権原者が、各賃貸部分を含め防火対象物全体の防火に関する権限を有していること。

(イ) 管理権原者又は管理権原者が選任した防火管理者が、防火管理上、必要な時に防火対象物の部分に立ち入ることができること。

(ウ) 管理権原者又は管理権原者が選任した防火管理者が、各賃借人に対する防火に係る指示権を有していること。

(4) 複合用途防火対象物以外の防火対象物における管理権原者

複合用途防火対象物以外の防火対象物についても、管理権原者の判断に当たっては、上記のように防火対象物又はその部分の所有形態、管理形態、運営形態、契約形態などを踏まえて総合的に判断する必要がある。

(5) 建築物その他の工作物における管理権原者

法第36条に基づき防災管理者の選任を行うこと等が義務付けられている建築物その他の工作物における管理権原者についても、防火対象物における管理権原者の整理に準じるものとする。

2 「新築の工事中の建築物等における防火管理及び防火管理者の業務の外部委託等に係る運用について（平成16年3月26日付け消防安第43号）」における留意点

共同住宅等管理的又は監督的な地位にあるいずれの者も防火管理上必要な業務を適切に遂行することが困難な防火対象物については、消防法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第19号。以下「改正政令」という。）等の施行により、防火管理者の業務の外部委託等を行うことができることとなっている。また、平成16年6月1日以降は、共同選任等を行っている防火対象物のうち、特に防火管理上必要な業務を適切に遂行されていない防火対象物については、「新築の工事中の建築物等に係る防火管理及び防火管理者の業務の外部委託等に係る運用について（平成16年3月26日付け消防安第43号。以下「外部委託通知」という。）」により、令第3条第2項の規定を適用するよう指導することとされている。しかし、管理権原が複数である防火対象物について、管理権原ごとの防火管理者の選任を指導すべきところ、共同選任により防火管理者を選任することを促す指導を行っている事例が引き続き見受けられることから、改正政令及び外部委託通知の趣旨を踏まえた指導を行うよう十分に留意されたい。なお、防災管理者の業務の外部委託等についても、防火管理者の業務の外部委託等の例に準じるものとする。

表 管理権原者の代表的な例

形 態	管理権原者	
	共 有 部 分	専 有 部 分
○所有者自身が管理する場合（防火及び防災業務の一部を委託する場合、総合ビル管理会社に管理全般を委託する場合を含む。） ○親会社所有の防火対象物等を子会社に管理委託する場合	・ 防火対象物等の所有者	・ 防火対象物等の所有者 ・ 所有者との賃貸借契約により入居している事業主

○所有者からビルを一括して不動産会社等が長期間借り上げて（マスターリース）、管理・運営を行うとともに、借り上げた不動産会社等が第三者に賃貸契約を結び転貸（サブリース）する場合	・防火対象物等の所有者 ・ビルを一括して借りる事業主	・防火対象物等の所有者 ・ビルを一括して借りる事業主との賃貸借契約により入居している事業主
○区分所有や共有の場合	・防火対象物等の所有者 ・管理組合 ※ 契約において区分所有者が組合等を設置し、その代表者にビル管理・運営に関する権限を与えている場合	・防火対象物等の所有者 ・所有者等との賃貸借契約により入居している事業主
○信託する場合（所有権が所有者から信託会社に移転の場合）	・信託会社	・信託会社との賃貸借契約により入居している事業主
○不動産証券化の場合	・信託銀行 ・特定目的会社(投資法人) ・アセットマネージャー（不動産経営）等 ※ 管理・運営状況等で判断	・信託銀行等との賃貸借契約により入居している事業主
○指定管理者制度の場合	・地方公共団体 ・指定管理者 ※ 条例において管理・業務の範囲が指定されることから、その業務内容から判断	・地方公共団体 ・指定管理者 ※ 条例において管理・業務の範囲が指定されることから、その業務内容から判断
○P F I 事業の場合	・地方公共団体 ・特定目的会社 等 ※ 事案ごとに、P F I 事業契約等の内容から判断	・地方公共団体 ・特定目的会社 等 ※ 事案ごとに、P F I 事業契約等の内容から判断

◆ 「平成２３年度消防庁消防団等表彰式及び消防団協力事業所表示証交付式」の開催

消防庁

標記について、平成２４年２月１５日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。
消防庁は、平成２４年２月２０日（月）１３時より、日本消防会館「ニッショーホール」において、「平成２３年度消防庁消防団等表彰式及び消防団協力事業所表示証交付式」を執り行います。

○式典内容

《全国消防団員意見発表会》

現役消防団員１２名が、消防団活動に関する課題等についての意見を発表します。

《消防団等地域活動表彰式》

地域に密着し模範となる活動を行っている消防団や、消防団活動へ深い理解や協力を示し、地域防災力の向上に寄与している事業所を表彰します。

《消防庁消防団協力事業所表示証交付式》

消防団員確保への協力や、従業員の消防団活動への参加に対する配慮を行っている事業所等に対して、消防団への協力の証として「消防庁消防団協力事業所表示証(ゴールドマーク)」を交付します。

《防災功労者消防庁長官表彰式》

自然災害、大規模災害等の活動において、顕著な功績が認められる消防団等を表彰します。

《消防団車両等支援感謝状授与式》

東日本大震災において被災した消防団に向けて消防団車両等の資機材を支援した消防団、市町村及び事業所に対して感謝状を授与します。

1 開催日時と場所

- (1) 日時：平成24年2月20日(月) 13:00～16:20
- (2) 場所：日本消防会館「ニッショーホール」(東京都港区虎ノ門2-9-16)

2 内容

- (1) 第1部 全国消防団員意見発表会
- (2) 第2部 ア 消防庁消防団協力事業所表示証交付式
イ 消防応援団激励メッセージ
ウ 消防団音楽隊演奏会
エ 全国消防団員意見発表会審査結果発表
- (3) 第3部 ア 全国消防団員意見発表会表彰式
イ 消防団等地域活動表彰式
ウ 防災功労者消防庁長官表彰式
エ 消防団車両等支援感謝状授与式

3 添付資料(省略)

- (1) 平成23年度消防庁消防団等表彰式及び消防団協力事業所表示証交付式の概要(別紙1)
- (2) 各種表彰式等受賞団体及び消防庁消防団協力事業所表示証交付事業所(別紙2)

※ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2402/240215_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)
に掲載されています。

【連絡先】国民保護・防災部防災課
担 当：荒山補佐、常木係長、吉田事務官
電 話：03-5253-7525(直通)
FAX：03-5253-7535

◆ 平成24年春季全国火災予防運動の実施

消防庁

標記について、平成24年2月17日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。

平成24年3月1日(木)から3月7日(水)まで『平成24年春季全国火災予防運動』が実施されます。

1 全国統一防火標語

『消したはず 決めつけないで もう一度』

2 目的

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しているものです。

3 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (4) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (5) 林野火災予防対策の推進

【添付資料(省略)】

- 別添1 平成24年春季全国火災予防運動の重点目標等
別添2 住宅防火対策の推進について
別添3 平成24年春季全国火災予防運動ポスター(モデル：武井 咲さん)
別添4 平成24年春季全国火災予防運動実施要綱

※ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2402/240217_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)
に掲載されています。

【連絡先】 予防課

担 当：椎名課長補佐・児玉係長

電 話：03-5253-7523（直通）

FAX：03-5253-7533

◆ 平成24年度地域自主戦略交付金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の配分に係る留意事項（案）について

消防庁

平成24年度地域自主戦略交付金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の配分に係る留意事項（案）について（平成24年2月14日付け事務連絡）が消防・救急課財政係長名にて、各都道府県消防防災主管課補助金担当係長あてに次のとおり事務連絡されましたのでお知らせします。

平成23年12月24日付け事務連絡（平成24年度消防庁予算（案）の概要並びに消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の改正概要（案）及び配分方針（案）について）において、別添3「平成24年度消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の配分方針（案）（以下「平成24年度補助金配分方針（案）」という。）」について、取り扱いをご連絡したところです。

今般、平成24年度から地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）分の消防防災施設整備費補助金が地域自主戦略交付金の対象とされる予定であることを踏まえ、下記についてご連絡いたします。

つきましては、今後想定される地域自主戦略交付金の事業実施計画の策定及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の要望にあたり、ご留意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内市町村（特別区、市町村の加入する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対しても、この旨ご連絡いただくようお願い申し上げます。

記

平成24年度補助金配分方針（案）のうち、「I 共通事項」の「3」中「消防防災施設整備費補助金」には、地域自主戦略交付金のうち消防防災施設整備事業に係る金額を含むものとする。

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。

週間情報への投稿は企画課へ！

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail : weekly@fcj.gr.jp